

◆歯科医院における厚生労働大臣が定める揭示事項です。

1. 当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です

2. 明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

3. 歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

4. 保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

自己負担が発生します。

5. オンライン資格確認による医療情報の取得

当院ではオンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

患者様の薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証のご利用に

ご協力ください。

※詳しくはこちら➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241680.pdf>

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆歯科外来診療における院内感染の防止対策

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

◆歯科治療時医療管理料

患者様の歯科治療にあたり、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における患者様の全身状態を管理できる体制を整備しており、緊急時に円滑な対応ができるよう保険医療機関と連携しています。

連携先医療機関

小松病院

☎ 072-823-1521

◆歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅で療養している患者様への診療を行っております。

◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っております。

◆歯科訪問診療に係る地域医療連携体制加算

訪問診療に際し、地域医療連携体制の円滑な運営を図るべく、以下の医療機関と連携し、緊急時の対応を確保しています。

連携先医療機関

小松病院

☎ 072-823-1521